

## 地域商業・サービス業等振興事業費補助金

### Q & A

秋田県産業労働部商業貿易課

令和6年4月1日

#### 《申請から補助金の支払までの流れについて》

Q1-1 どのような方法で申請するのか。

A1-1

秋田県中小企業団体中央会に置く相談・申請窓口へ持参、郵送、メールのいずれかの方法で申請してください。なお、秋田県中小企業団体中央会を経由せずに秋田県商業貿易課へ直接申請することはできません。

Q1-2 いつまでに申請が必要か。

A1-2

事業は着手前かつ下記の受付期間内に申請してください。

#### 《原則》令和6年度申請

受付期間：令和6年4月1日～令和6年11月29日

補助対象期間：交付決定日～令和7年1月31日

#### 《例外》令和6年4月1日～令和6年5月31日申請

令和6年2月1日～令和6年3月31日の期間については申請前の着手についても補助対象期間に加えることができます。その場合は下記の受付期間内に申請してください。

受付期間：令和6年4月1日～令和6年5月31日

Q1-3 1度の申請で複数の事業を申請してよいか。（補助上限に達するまで複数回の申請が可能か）

A1-3

補助対象期間内に行う取組をとりまとめ、一括して申請ください。

補助上限額に達するまで複数の事業を実施可能ですが、年度内の申請は1団体につき1回までとなります。

Q1-4 交付決定より前に着手し、支出した経費は補助対象となるか。

A1-4

対象外です。

原則、交付決定日以降に着手し、支出した経費について対象となります。

ただし、Q1-2例外により令和6年4月1日～令和6年5月31日に申請する場合、令和6年2月1日～令和6年3月31日の期間を補助対象期間に加えることができます。

**Q 1 - 5 概算払の申請はいつまでに行うのか。**

A 1 - 5

次の期間内に申請するようにしてください。

**令和6年度申請の場合**

受付期間：令和6年4月1日～令和7年1月15日

**Q 1 - 6 採択の結果が公表されることはあるか。**

A 1 - 6

HP等で公表する場合があります。

**Q 1 - 7 補助金の支払いまでどれくらいの期間を要するか。**

A 1 - 7

補助金の精算払は、県の完了検査終了から約2週間を要します。概算払についても同様に、申請から約2週間を要します。

**Q 1 - 8 実績報告書はいつまでに提出するのか。**

A 1 - 8

次の期限までに必ず実績報告書を提出ください。

**令和6年度申請の場合**

補助事業の完了日から30日以内又は令和7年1月31日まで

## 《補助対象事業者について》

### 1 団体について

**Q 2 - 1 補助対象事業者としての要件はどの時点で確認するのか。**

A 2 - 1

申請日時点の団体の状態とします。

例えば、申請団体は申請日時点で設立から1年以上経過している必要があります。また、補助限度額を決める構成員数は、申請日時点の数を参照します。

**Q 2 - 2 団体本部と支部でそれぞれ申請可能か。**

A 2 - 2

支部が独立した団体としての要件を満たす場合であっても団体本部と支部で重複申請することはできません。例えば、いずれかの支部から申請があった場合、重ねて本部からは申請することはできませんので、組織内で実施する事業を十分に検討してください。

**Q 2 - 3 同業種団体はどのような基準で同業性を判断するのか。**

A 2 - 3

団体の設立目的が特定業種の振興を目的とし、主要な構成員を特定業種の事業者が占めている場合は同業種団体とみなします。

なお、異業種を営む構成員が含まれる場合であっても、特定業種の振興目的の実施のために加入している場合は同業種団体とみなします。

業種の分類は日本標準産業分類を基準に、団体の設立目的ごとに判断するものとします。

### 2 構成員について

**Q 3 - 1 団体の構成員には正会員のみが該当するのか。**

A 3 - 1

団体構成員には正会員（議決権を持つ構成員）に加え、賛助会員（議決権のない構成員）等も含めます。ただし、構成員の会員区分が定款に定められており、構成員名簿から会員数が把握できることを示していただく必要があります。

**Q 3 - 2 国・県などが出資している企業及び第三セクターが含まれている団体は補助対象事業者となるか。**

A 3 - 2

要綱記載の要件を満たす場合、補助対象事業者となり得ます。

**Q 3 - 3 団体の構成員に本社が県外にある企業が含まれるが、対象となるか。**

A 3 - 3

本社が県外にある場合であっても県内に拠点を有している企業が7割以上である場合は対象となります。

**Q 3 - 4 団体の構成員に大企業が含まれるが対象となるか。**

A 3 - 4

大企業（みなしを含む）以外が構成員の 7 割を超える場合は対象となります。

**Q 3 - 5 構成員である企業a社の親会社b社は大企業ではないが、b社が大企業c社の子会社であってみなし大企業に該当する場合、a社を含む団体は申請可能か。**

A 3 - 5

本補助金では、みなし大企業の子会社もまたみなし大企業として取り扱います。設問に即していうと、b社は、大企業c社の子会社でみなし大企業であり、b社自体が大企業と同等と認められますので、その子会社のa社もみなし大企業となります。

よって、申請しようとする団体において、構成する事業者の 3 割以上が大企業（みなし大企業を含む）である場合は、申請できません。

**Q 3 - 6 団体の構成員に既に本補助金へ申請済みの団体に所属する企業が含まれているが、対象となるか。**

A 3 - 6

対象となります。

## 《補助対象事業について》

### 1 補助対象事業全般

Q 4 - 1 申請時に予定していた事業内容を途中で変更することは可能か。

A 4 - 1

当初予定していた事業が実施できなくなったなど、事情によって変更申請が必要となる可能性があります。変更内容に着手する前に、必ずご相談ください。

Q 4 - 2 団体の構成員のみを対象とする事業は対象となるか。

A 4 - 2

対象外です。

本補助金の目的は広く県内の消費喚起を図ることであり、これにつながらない事業は対象となりません。

Q 4 - 3 事業の対象者を団体が立地する市町村の住民に限定することは可能か。

A 4 - 3

対象外です。

本補助金の目的は広く県内の消費喚起を図ることであり、これに直接つながらない事業は対象となりません。

居住地にかかわらず、広く県民が利用できる事業としてください。

Q 4 - 4 県外で事業実施することは可能か。

A 4 - 4

対象外です。

本補助金の目的は広く県内の消費喚起を図ることであり、これに直接つながらない事業は対象となりません。

**Q 4 - 5 申請内容が法令に抵触した場合はどうなるのか。**

A 4 - 5

申請する事業内容が法令に抵触する場合の責任は申請者にあります。各種法令に抵触する恐れのある場合は、所管する官庁へご相談ください。

**《相談先(例)》**

資金決済法（商品券等、前払式支払手段の発行を行う場合）・・・東北財務局  
 景品表示法（抽選会や景品をもれなく交付する場合）・・・消費者庁

**《注意すべき規制(例)》**

[1]資金決済法

プレミアム商品券

商品券等への表示義務（主な事項）

ア) 発行者の氏名、商号又は名称

イ) 商品券等の金額又は物品・サービスの数量（個数、本数等）

ウ) 使用期間又は使用期限が設けられているときは、その期間又は期限

エ) 苦情又は相談に応ずる営業所等の所在地及び連絡先

オ) 電子マネーの場合、未使用残高を知ることができる方法

[2]景品表示法

①抽選会

一般懸賞の場合の規制

取引の価額	景品類限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引の価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞の場合の規制

景品類限度額	
最高額	総額
取引の価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

②景品（もれなく景品を交付する場合）

総付景品の場合の規制

景品類限度額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引の価額の10分の2

## 2 値引き事業

Q5-1 プレミアム商品券のプレミアム率や値引額、割引率等に制限はあるか。

A5-1

本補助金の目的は広く県内の消費喚起を図ることであり、プレミアム率等には一定の制限を設けています。

- プレミアム商品券を発行する場合のプレミアム率の上限・・・50%まで
  - 値引額・割引率の上限・・・50%OFF まで（お会計時に半値を下回らないこと）
- 例：プレミアム商品券・・・15,000円分の商品券を10,000円で販売（上乗せ額5,000円）
- 値引き・・・1,000円以上のお会計時に使える500円引き券の発行
- 割引き・・・お会計額の50%OFF

### 《注意》商品券のプレミアム率の計算式

例：15,000円分の商品券を10,000円で販売する場合

$$\begin{aligned}\text{プレミアム率} &= \text{プレミアム分（上乗せ額）} \div \text{プレミアム商品券の販売価格} \\ &= 5,000\text{円} \div 10,000\text{円} \\ &= 50\%\end{aligned}$$

Q5-2 プレミアム商品券、クーポン券等の用途に制限はあるか。

A5-2

次の用途には使用できません。

- 出資や債務の支払
- 有価証券、金券などの換金性の高いものの購入や交換
- 電子マネーへのチャージ
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこなど、定価以下での販売が認められていないものの購入
- 特定の宗教・政治団体と関わるものへの支払
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年7月10日、法律第122号）第2条第1項第5号に規定する性風俗関連特殊営業店舗に対する支払
- 不動産に係る支払
- 医療・介護保険が適用される医療費（自己負担分）
- その他、商品券等の利用対象として適切でないもの

## 3 集客事業

Q6-1 団体の設立目的と関係のないイベント企画は補助対象となるか。

A6-1

対象外です。

例えば、同業種団体において同業種の振興に関係の無いイベントを企画する場合は対象外とします。団体の設立目的に沿った事業を計画し、申請するようにしてください。

**Q 6-2 購入した後に余剰となった景品の経費は補助対象となるか。**

A 6-2

補助対象事業に使用しなかった景品の購入費用は対象外となります。補助対象事業費から当該費用を控除し報告してください。

景品の在庫数は受払簿を作成し、随時管理するようにしてください。

なお、余剰となった景品を補助対象事業以外の事業に使用した場合も認められません。

**Q 6-3 現金で支払うような賞金は補助対象か。**

A 6-3

対象外です。

本補助金の目的は広く県内の消費喚起を図ることであり、これに直接つながらない事業は対象となりません。

#### **4 省エネ設備更新事業**

**Q 7-1 どういった事業を想定した制度か。**

A 7-1

商店街の所有する街路灯を LED 化し、「値引き事業」又は「集客事業」と併せて誘客の促進を図る事業を想定しています。

団体の事務所の事務用機器などは誘客につながらないため、対象外となります。

**Q 7-2 新たな設備の導入は対象となるか。**

A 7-2

更新を伴わない新規導入は対象外となります。

**Q 7-3 リース機器の更新は対象となるか。**

A 7-3

対象外です。

対象となるのは、自己所有の設備を処分し、新たに自己所有の設備として入れ換える場合に限ります。

更新前又は更新後の設備がリース機器の場合は対象外となります。

**Q 7-4 更新前の既存設備を売却してもよいか。**

A 7-4

可能です。

ただし、実績報告書にて売却額を申告し売却によって発生した利益は補助対象事業費から減額してください。



## 《補助対象経費について》

**Q 8 - 1 市町村等が行う他の補助金との併用は可能か。**

A 8 - 1

本補助金で実施する事業に対し、他の補助金を併用することはできません。  
他の補助金を使用して関連する事業を実施する場合は、費用が明確に区別できる場合であっても、併用の可否について必ず双方の実施機関に確認ください。

**Q 8 - 2 連携申請した場合における連携先の団体へ支払う費用は補助対象となるか。**

A 8 - 2

対象外です。  
連携先団体も補助対象者であり、両方で補助金を行き来させる行為は認められません。

**Q 8 - 3 団体の構成員に支払う費用は補助対象として認められるか。**

A 8 - 3

団体の構成員は直接の補助対象事業者ではないため、補助事業実施のために必要な発注である場合は対象となり得ます。  
ただし、団体構成員に支払う旅費や飲食代（弁当代、茶菓料（お茶代）等）は対象外です。

**Q 8 - 4 オリジナル商品の開発費は補助対象として認められるか。**

A 8 - 4

値引き事業や集客事業の一部として実施する場合に限り対象になります。

**Q 8 - 5 ホームページ、動画の作成費は補助対象となるか。**

A 8 - 5

イベントの告知など、補助対象事業の広告宣伝を目的とする場合は対象とします。  
団体公式ホームページ作成費など、補助対象事業と関連のない場合は対象外とします。

**Q 8 - 6 出演者等へ支払う謝金や臨時・日雇職員への人件費単価に定めはあるか。**

A 8 - 6

商慣習に照らし妥当な範囲で設定してください。

Q 8 - 7 消費税は対象か。

A 8 - 7

**[1]申請団体が免税事業者又は簡易課税を選択した事業者である場合**

消費税も含めて補助対象事業費として算定することができます。

ただし、補助金の額の確定後に消費税の確定申告が発生し、補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合で、返還すべき額が生じた場合には、様式第18号を用いて速やかに報告し消費税等仕入控除額を返還しなければなりません。

**[2]申請団体が課税事業者(簡易課税以外)である場合**

消費税を除いて補助対象事業費を算定してください。

**《経済波及効果の測定について》**

Q 9 経済波及効果を測定する目的は。

A 9

本補助金によって県内にどれだけの経済効果があったのか試算するために実施するものです。団体構成員である各参加店舗において事業期間中の日々の売上を集計し、実績報告書にて総売上を報告するようにしてください。